

建築、設備に係る今後の修繕予定（5年間）

	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1	R 1 2
建築		<ul style="list-style-type: none"> ●屋根・屋上 （縦樋の破損修繕、トップライトのシーリング取替、平場、立上り、立上り天端等、屋根シーリング、金属屋根、笠木の更新） ●外部（軒天井の塗替え、壁仕上、シーリング、外部床、樋の更新） ●外構（舗装の表層の補修、フェンスの修繕） ●外部足場 			
電気設備				<ul style="list-style-type: none"> ●受変電設備 （PASの更新） ●昇降機（エレベーターの部分修繕） 	
機械設備		<ul style="list-style-type: none"> ●給水設備（受水槽、ポンプ、給水管の更新） ●消火設備（消火栓ポンプの更新） ●空調設備（エアコンの更新） 			

※ 原則として、100万円以上の修繕は県の負担とし、それ以外は指定管理者の負担としますが、上表内容は、県負担での実施を予定しているものとなります。なお、当該計画は変更する可能性があります。